

平成28年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成28年12月6日（火）

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第36号～議案第48号審査】

日程第2 議案第36号 平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第37号 平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

日程第4 議案第38号 平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

日程第5 議案第39号 平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

日程第6 議案第40号 平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

日程第7 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

日程第8 議案第42号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 10

日程第9 議案第43号 葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 11

日程第10 議案第44号 葛巻町水道事業の設置等に関する条例・・・・・・・・・・・・ 12

日程第11	議案第45号	葛巻町水道事業給水条例・・・・・・・・・・・・・・・・	19
日程第12	議案第46号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	19
日程第13	議案第47号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	21
日程第14	議案第48号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること について・・・・・・・・・・・・・・・・	21

【 要望第1号審査 】

日程第15	要望第1号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
-------	-------	--	----

平成28年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

12月定例会議 議事日程告示年月日	平成28年11月24日（木）			
定例会議再開年月日	平成28年12月2日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成28年12月6日（火） 開会10時00分 閉会11時35分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅早 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	畑 福 弘	○	姉 帯 春 治	○
	山 崎 邦 廣	○	山 岸 はる美	○
	大 平 守	○	辰 柳 敬 一	○
	柴 田 勇 雄	○	高 宮 一 明	○
	鈴 木 満	○	中 崎 和 久	—
会議録署名委員	大 平 守		辰 柳 敬 一	
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子	議会事務局総務係長	遠 藤 政 明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長		建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長		教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局局長補佐	落 合 咲 子
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第36号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

それでは、ページ数13ページでございます。

2款、総務費、1項、6目の企画費、13節の委託料、地域おこし協力隊募集採用支援業務について伺います。

この地域おこし協力隊の隊員につきましては、隊員として町に来ていただいて、地域協力活動を行うと思っておりますけれども、その活動には地域おこしの支援、それから、地域協力活動があると思っておりますけれども、町として、この協力隊員の方にどのような役割を期待しているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

地域おこし協力隊の関係について、お答え申し上げます。

今回、補正をお願い申し上げましたけれども、実際の取り組みを29年度に予定しているものでございまして、その準備行為ということで今回補正をお願いしたわけですが、具体的に申し上げますと、まず、少し制度のこともお話させていただきたいのですが、総務省の方で定めてございますのは、都市地域から本町のような過疎地域の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱するというもので、国の制度でご案内のとおりでございます。それで、

隊員は一定期間地域に居住して、地域おこしの支援、それから、住民生活の支援などの地域協力活動を行いながら、その地域の定住、定着をも狙いとしている取り組みでございます。活動期間は主に1年以上3年以下ということになってございます。

では、今回、一体何をやってもらうかという話ですけども、うちの方で今、くずまき型DMOというのを取り組んでございます。若手を中心に検討部会を六つほど設けて検討しているわけですけども、そういった中で、いわゆる町のといいますか、地域の課題が浮き彫りになってきてございまして、人口減少対策等に直接結びつくDMO等の取り組みでございまして、これを早急に課題解決に取り組まなければならないということで今回お願いしたわけですけども、具体的には部会が六つあるわけですけども、それぞれ代表的な課題がございまして、ひとつは、例えば観光プロモーション検討部会というところでは、現に、例えば公社さんではスノーワンダーランドや森の幼稚園などをやっているわけですけども、そういった体験型観光商品をさらに拡充、コーディネートしていく場合に、多くの宿泊客を誘致できる複数の人材が必要であるということで、要はそのようなものをコーディネートする人材を確保したいというのがひとつでございます。

それから、特産品部会の方で出ておりますのは、例えば乳製品、山ぶどうを活用した特産品ということで、スイーツなどが考えられるわけですが、そういったものの新たな特産品開発をプロモーションしたいと、したいけども、そういったものやってくれる、あるいは指導してくれる人材がぜひ必要だなというのが出てございます。

それから、若者・高校生部会は、山村留学というのを大々的にやっているわけですが、その葛巻高校の魅力、山村留学を魅力のひとつとして学力向上、あるいは特徴ある課外授業、こういったものを、さらに充実させることで、さらに山村留学の留学生希望者を多く募れるのではないかと、あるいは募りたいという考え方なのですが、それを実際アイデアしてコーディネートする人材がぜひ必要だと、それから、まちなかもございますけども、そういったように出てございます。

そういったものを、いわゆる、例えば特産品であれば新商品を開発して、あるいは開発する人を指導してとか、そういったような取り組みに充てたいというように考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。先ほどのお話ありましたように、この国の制度であるわけですけども、狙いとするところは都市圏から地方への人の流れをつくる、創出するということでありますけれども、この協力隊員の任期終了後の定住率、これは27年度の調査では、その定住率、引き続き任期が終わって町に住んで活動している元隊員の方、その定住率は大体60パーセントくらいでありますけれども、この協力隊員の受け入れのためのスタッフの研修は計画されているのでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

協力隊を受け入れた場合の、そのお世話をする方々という意味ですか。

今回、協力隊を取り組むにあたりまして、例えば、花巻市なんかは先進事例ということで、複数採用しているわけですけども、そういったところに担当の職員が2名ほどいて、直接そこから指導を受けたり、あるいは、そこで働いている協力隊の方々と意見交換したり、あるいは、この案内を専門に、今回業務委託の部分の予算をお願いするわけですが、そこを取り扱っている業者があるわけですけども、そういった方から情報を集めるとか、そういった情報収集等を行ってございます。

それから、実際に協力隊が来ていただいたときに、まさしく定住・移住につながる道筋ということかと思っておりますけども、それは、やはり、その受入先、いずれ、どこかの地区には住みますので、今、定住・移住とやっているような感じで、例えば地区に、うちの方でお世話する段取りのつなぎ役とか、そういったのを、ぜひやっていかなければならないと思っていました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

この制度につきましては、総務省の財政支援があるようでございますけども、その財政支援の概要で結構でございます。それを伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

二つございまして、協力隊員1人当たり年4,000,000円、それから、受け入れる団体、市町村に対して、その募集に要する経費ということで、1団体当たり2,000,000円が最大、おっしゃるとおり3年間ですので、3年間、特別交付税ということで措置されることになってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。それから、もう1点でございます。

ページ数は同じであります。2款、総務費、1項、6目、企画費の中の19節、負担

金について伺います。

地域創生自治体サミットで計上されておりますけども、その詳細を伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

当町で2年前に行いました、消滅してたまるかサミット、去年は雫石の方で、名前の方は変えてやってございますけども、それを、今回は岩手町さんが当番になってやっていただくということで、この経費でございます。それに参加する人の経費を従来と同じ方式で町の方の負担分の経費でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私からは、9ページの地方創生加速化交付金の関係で、お伺いをいたしたいと思いません。

今回補正が上がってきたのは、国での27年度の補正予算の計上額の1千億円というようにつながりでのことでしょうか。なかなか地方創生加速化交付金といっても、この用語が分かりづらいというような感じになりますので、この交付対象になる事業、そしてまた、当町でこの交付金を使った事業はどのようなものでやっていくのか。今回の補正予算の歳出の関わりも私から見れば明確になっておりませんので、まず、その点をお伺いしたいと思っておりますし、また、この交付金の期待される効果、そして、どのような事業を当町では、これを活用してやっていくのか。特に国からの10分の10の交付金でございますので、この事業内容、それから、期待される効果、こういったようなものをお知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

地方創生交付金17,340,000円ですけども、これは、今、国の補正でやっているものではなくて、うちの方でDMOの取り組みをしておりますけども、その財源になるものでございます。地方創生加速化交付金、春の2次募集の部分で、国の方から募集がございまして、それに応募して、決定になったのが8月30日ということで、今回の補正に上げさせていただきました。

DMOの取り組みについては、分かりやすく言えば、先ほど申し上げましたように、協議会をつくって、六つの検討部会をつくって、いろいろ活動してもらっているわけで

すけども、最終的に人口減少対策に結びつくような、くずまき型DMOということで申請して、採択いただいたというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この中での歳出との関わりはどのような予算計上になっておりますか。それが、ちょっと分かりませんので、その点お尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

歳出の方につきましては、7月補正で、くずまき型観光産業若者雇用創出事業ということで、これは、いずれ人口減少対策に取り組む早急な取り組みだということで、財源は一般財源でその時は賄うということで7月補正でお願いしているものでございました。そういった中で、加速化交付金の方にも申請して、今般採択になって補正を計上したという流れでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい、分かりました。そうしますと、歳入の方は後付けで、このような交付金があったというような理解でよろしいですか。

それから、次に、27 ページですが、今回の補正の主要部分を占めます災害復旧費について、今回、多額の補正額が三つの項目で出ております。一つには農業施設災害、それから、二つ目には林業施設災害、三つ目には道路河川災害の復旧事業費、それぞれ計上になっておりますが、これは、今回どのくらいの補正額で工事がなるのか、工事箇所数とか、そういったような、この三つそれぞれの災害復旧の事業概要をお知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

災害についての概要ということでございますので、私の方からお答えいたします。まず、11月7日から国の査定が始まっておりまして、12月19日の週が当町の現場の

最後になるわけですが、まだ国の災害査定が続いている段階でございまして、それらが、まだ確定はしていないのですが、まずは公共土木施設災害でございまして、件数にしますと全部で46件でございます。そのうち44件につきましては査定は既に済んでおります。

その主なものとしましては、河川の護岸の決壊とか、そういったことの河川災害、あるいは道路法面、あるいは路面が流失したなどということの道路施設災害等がございまして。これらにつきまして、かかる経費、復旧事業費について補正をお願いしているところでございますが、これは毎回そうなわけですが、これらを全部単年度でできることではございませんので、重要度の高い、あるいは緊急度の高いものから順次進めていくという形になろうかと思っております。

次に、林道の施設災害でございまして、こちらにつきましては既に災害査定は終了してございます。全部で5路線、12カ所でございます。これらにつきましては公共土木災害と同様、優先度の高い部分から進めてまいりたいと思っております。

次に、農業用施設災害でございまして、こちらにつきましては7カ所でございます。まだ1カ所、橋りょうの災害現場でございます。こちらは、まだ災害査定を受けておりませんので、こちらが終わり次第、工事の発注等々に取りかかるものでございまして、こちらにつきましても優先度を踏まえながら進めてまいるのでございます。

概要につきましては以上でございまして、今後、農業施設災害とか、これらにつきましては補助率の増高等の作業もございまして、確定するまでには、まだ、年を越した1月、あるいは2月頃に、そういった最終的な補助率等が決定になるものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、例えば一番大きい補正額になっております道路河川災害、まだ査定になってないところもあるというようなことなのですが、この補正額は、こちらの方の、いわゆる要望箇所数の計上額というようなことになるのでしょうか。

それからまた、農業施設災害復旧事業費も、まだ一部査定が終わっていないというようなことなのですが、これも、こちらの方の要望箇所数等が入ったことでの補正額というようなことでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

これら、予算の取りまとめ等につきましては、だいたいに提出等という、そういった制限もございましたので、当初の要望箇所についての要求額を上げておりますので、ご

了承いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、31 ページ、人件費の職員手当の内訳がなっております。この中で、時間外勤務手当が5,100,000円ほどの補正額になっておりますが、特に他の手当と比べますと、これは突出しておりますので、どのような形での時間外勤務手当の増額なのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

時間外勤務手当の増加要因ですけれども、今出ました災害従事、それから、国体の関係、災害の方は台風10号の関係もございますけれども、選挙の関係等、トータルの話になりますけれども、そういった、当初見込めなかった部分を実績見込みの金額で補正させていただきました。

今回、一般会計で5,100,000円の補正をお願いするわけですけれども、ちなみに、今のところ、時間外勤務の方を総額で23,000,000円ほどの実績と見込んでございます。この金額といいますのは、27年度が31,000,000円程度で、給与に対して4.8パーセント、これは、27年度は60周年等いろいろなイベント等もございまして、どうしても金額がかさんだ部分がございます。26年度がやはり22,000,000円、23,000,000円ほどで、率3.3パーセント、この辺が平年ベースと思っておりますけれども、元に戻ったような、そういう額でございまして、通年ベースの実績というようなことでお願いしたいというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、大体、通年の金額とあまり大差がないというような理解でよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

はい。そのように認識してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第36号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第37号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第37号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第38号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第38号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第39号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第39号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第40号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第40号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第42号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第42号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第43号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回は、小田定住促進住宅の条例改正なわけですが、これまで大城、中村、五日市、このような定住促進住宅ができておりますが、この三つの定住促進住宅は、もう満杯な状態でしょうか。

それからまた、入居されている方々の家賃も年齢的なもの、あるいは家族の構成で変わっているようでございますが、どのような構成になっているのか。

そしてまた、満室、全部入っているのであればよろしいわけですが、それぞれの各地区に大城、中村、五日市、今度は田部方面の小田というような形になっておりますが、全部活用されていることであれば、こういったような住宅も非常に有効な活用が図られているなどというような感じなのですが、この三つの、これまで取り扱ってきました、平成25年度からになっているようなのですが、入居状況等をお知らせいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

お答えいたします。

入居状況の関係ですけども、大城が3世帯あるのですが、3世帯とも入ってございます。人数としては9人入ってございますけども、3世帯入ってございます。

それから、中村の方が集合住宅6世帯ですけども、6世帯満杯の状態でございます。

五日市の方も、同じく6世帯で、3世帯入ってございます。これは、空いているところは1階の方、世帯の部分が一つ、それから单身用が一つ、一つずつ空いているという状況でございまして、これは、例えば都会の方から、ぜひ来たいとかというような部分

にも対応したいがために、この辺は、少しは余裕をもたせておくべきかなというように考えてございます。

それから、使用料の内訳ですけれども、大城から五日市までトータルで12世帯あるわけですが、基本となります30,000円の世帯が3世帯、それから、子どもによって減額になる部分、20,000円の世帯が1世帯、10,000円の世帯が3世帯、それから、若者世帯の軽減になる、半額の15,000円、30歳未満ですけれども、これが5世帯というような状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第43号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第44号、葛巻町水道事業の設置等に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回は、簡易水道と、これまでありました統合条例というようなことで、飲料水供給施設の統合というような形の条例のようでございます。

これも、国の方の補助の関係等々の関係から、このように整備をするというような大義名分があるようございますが、例えば今回このように統合することによって、簡易水道の会計はなくなるというようなことになりましたが、そうしますと、供給施設の方は一般会計で予算措置、それから、簡水の方は簡水でなっているわけですが、次の会計等は、もう簡易水道はなくなってしまうというようなことですが、この移行する際の一番の課題は会計処理ではないかと、このように思っておりますが、こういったような会計

処理に際して、一番の課題となっているのは何なのか、特に、この会計処理にあたっては資産等々の部分が大きなものがあるのではないかと、このように思っております。全部こういったようなものを新しい会計に引き継ぐような形になっているのかどうか、その点について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

まずは最初に、今回この条例の改正といいますか、制定に至った経緯でございますけれども、先ほど委員おっしゃいましたとおり、国の方針によりまして、このような小さな規模での事業運営については、そのサービスの水準等の維持、向上が大事だということで、財務とか技術基盤を強化する必要があるとして、広域的に統合して、広域的に、効率的に進めなければならないということで進められておりまして、それらの統合を促進する目的でございます。平成19年でしたけれども、これらに、簡易水道等の施設整備に係る国庫補助の制度が改正されたところでございます。それには猶予期間がございます。とりあえず、その統合すべく計画を立てた場合は平成28年度までは猶予するというような内容でございますので、それまでの期間、いろいろな資産調査等、あるいは当時の古いものは図面等もありませんでしたので、その中から忙しい中書きためた、オフセット測量をして書きためた図面等を当時の担当者が残しておいていただきましたので、それを地図上に落としたりとかという作業をして、やっと、その資産の状況が分かったものでございまして、それをまとめて、ようやく統合ということに至ったものでございます。それで、29年4月から統合して、運営しようということでございまして、簡易水道の7施設、あるいは飲料水供給施設の5施設を統合するものでございます。

この形態は、管路をハード的に接続するというものではございませんで、別々の会計であったものを水道事業として同一の会計で経営を一元化するというものでございまして、そうしますと、給水人口が5,000人を超えるということになりまして、水道法の規定によって上水道の扱いになるものでございまして、それが上水道になれば、地方公営企業法の全部の条項が適用されるということで、このたび条例の制定や、そして、以前の簡易水道事業に関わるもの等の改廃等をするものでございまして、先ほど会計処理のことについてのお尋ねでございましたが、これらにつきましては、新しい水道事業、そちらに、これまでの分をそっくりと引き継ぐ形となるものでございます。ただし、地方公営企業会計ということで、3月31日をもって打ち切るといいますか、一般会計等であれば出納の整理期間等がございすけれども、水道事業に変わる場合は3月31日で打ち切りとなりまして、その時点で歳入がなかったものについては未収入扱い、あるいは、それを水道事業の方で引き継いでいくという形になるものでございます。

資産につきましても、簡易水道事業の方、あるいは飲料水供給施設の方につきましても、昨年度までで委託業務によりまして、資産を全部把握しておるところでございます。今後は、それらのデータを新たな会計処理のシステムの方に入れて資産の管理をするよ

うになっております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

議案資料を見させていただいておりますが、この移行につきましては21年9月に統合計画を策定したというようなことになっておりまして、そうしますと、だいぶ時間を経過して、今回29年3月末までに統合しなければ補助金なども受けられないというような中身のようなのですが、そうしますと、移行するための猶予期間みたいなものが、かなりあったわけですね。それで、今回、この条例提案は本当に最後の条例提案ではないかと思っておりますが、この機会を逃しますと非常に、こういったような運営が難しいというようなわけですが、県内の例えば簡易水道等給水事業をやっている町村では、これまで、こういったような統合されたような箇所数等はどのような状況になっておりますか。うちの方は一番ラストのチャンスではなかったのかなと思っております、こういったような部分については早めてもよい事項ではなかったかなと、そのようにも思われますけれども、その辺、一番最後になった理由は何でしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

最後の時期まで延びたのはというお話でございますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり資産の把握ということで、前担当者が忙しい中書きためていただきました、そういった資料等をデータ化する作業、マッピング作業、あるいは、それを実際に金額等に換算して、あるいは当時施工した工事の内容等を金額等に表すというような作業等々もございまして、現在に至ったものでございます。

また、県内そういった自治体がどれくらいあるかということなのですが、当町と同じような状況下にある町村でございまして、お隣の岩泉町、あるいは西和賀町というように聞いております。お隣につきましては、ああいう状況で、とても、いろいろな通常の業務が大変だということで、担当者さんのお話を聞けば、その統合の計画と申しますか、とりあえず今年度は断念するというようなお話でしたし、西和賀さんの方についても、確かやらないというようなことでの話だったと思っております、今回は当町の方が、まずは、最後ではないのですけれども、そういった統合を進めるということになっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の統合条例により統合されるわけですが、それに従いまして、今後ますます企業的な感覚に立つというようになりなろうかと思っておりますが、例えば、そういったような中でも、簡易水道あるいは飲料水供給施設は非常に小規模な施設で、どちらかといえば、この運営をするにも、なかなか大変な二つの事業だというように認識しておりますし、それから、今後も、統合されても同じような形態なのかなと、そうしますと、一番やはり心配されるのは料金の改定の際に企業的な感覚に立つことで、このような形に進めるのが狙いだとは思っておりますが、給水原価などの単価計算をする場合においては、それに近づければ、当然に水道料金等の値上げ等々にも結びついてくるのではないかと思います。心配があるわけですが、現在は従来どおりの形になるわけですが、将来的にはそういったような算定方法も非常に心配される中身もあるのではないかなというように私は思っております。こういったような移行をする際のメリットとかデメリットもあると思いますので、そういったようなメリット、デメリットはどのようなものがあるのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

やはり、こういった統合とか、あるいは公営企業ということの名を聞けば、やはり、そういった企業的な感覚ということになれば料金等の算定についてどうかというお話になろうかと思っておりますが、それらのご質問かと思っておりますが、まずは、逆な言い方からすれば、水1リットル、1立米あたりの単価がはっきりと示されるというものでございまして、やはり、それには、ご利用いただく方々につきましても、これくらいの経費がかかっているのだなということは、はっきりとご納得いただけるものと思っております。

そういった中で、まずは、現在、江川地区の簡易水道の整備を進めているわけですが、順次その老朽化している施設をどんどんと整備していかないと、漏水が増えて大変な状況になっておりますので、それらも全部、徐々に整備していかねばならないと思っておりますが、まずは、当面につきましては黒字化といいますか、そういった形で進めるものかなと思っておりますので、料金の値上げにつきましても、まだ、ここ数年はこのままの状態で行けるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

こういった統合でのメリット、デメリットということでございますけれども、会計が移行することによりまして、財務的な適用、運用といいますか、それが柔軟にできるというのがメリットではないかなと思っております。ただ、ご心配のとおり、そういった資産等につきましても、償却という形で出てまいりますので、それらについての経費等が上がってくるということでございまして、帳簿上ではございますが、時にはマイナスとかになる場合もあるものと思っております。それらにつきましても、今現在、一般会計からの繰り入れ等もございまして、それらにつきましては今後も同様に進められるのかなと思っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

副町長にお伺いいたしたいと思いますが、この統合されることによって、財政的な面も非常に関わってくるかと思っております。今度の新しい会計の見通しでございますが、従前とは変わらないというような答えが返ってくるような感じがしますが、こういったような設定をしたことによる町民への影響等はどのようにお考えでしょうか。

また、こういったような部分での統合したことによる交付税等の影響はどのようになってくるのか、その見通し等について、それから、さらに、こういったような統合をされることによっての内容を町民の方々に周知しなければならないだろうと、このように思っております。その周知方法等についても、副町長からの答弁をお願いいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

今回の特別会計から企業会計に移行するという事の中での適用のメリットということで、課長の方からお話申し上げたところでありますが、これまでの会計によりますと、現金の収入及び支出という、そういう事実関係についての経理をしながら管理をしてきているというものでありますが、それが、今回はそういう現金の収入、支出のみならず、それ以外の経営上の経理上に関わる分といいますか、そういう、その期間内に効果の現れる、あるいは、そうではないもの等々も経理上からも状況を把握できるような状況になるものでございますし、そういう中でも、さらに先ほどお話ししましたように、原価の投資している部分に対する原価に係る適正な使用料金等が行われているかという部分も、議会の皆様方、あるいは町民にも分かっていたような経理状況になっていくものと、このようにも考えているものであります。

そういう中で、今後の財政状況ということですが、先ほど課長の方からも当面は黒字経営にというお話をしておりますが、といいますのは、当面というのは、今回、まず、江川簡水を、大規模な簡水事業を今ここまで進めておるところであります。30年が最終的には工期といいますか、期間として設定をしながら進めておるところであります。そういう中に、その事業に対する償還が発生してくるのが、ちょうど30年頃からなるものであります。最初の部分がちょうどその頃から償還が始まってくるということになるものであります。そうしますと、単年度の収支からいたしますと、これまでは5,000,000円から6,000,000円程度の黒字を計上しながらの決算というような状況に推移してきたところでございますが、そういう中に、30年以降、大きな事業の償還が

始まるという部分もございまして、その時点から、その借り入れしている部分の償還の、補助金が2分の1であります、その残りの償還の部分につきましては、事業での収益の中での償還2分の1、そして、町が2分の1負担しながらの、そういうルールになっているものであります。そのルールに従って進めていくということになりますと、30年には8,000,000円ほどの赤字と申しますか、そういう計上になるのではないかと申すところではあります。

そういう状況にありますが、現在150,000,000円ほどの基金も積み立てをしておりますので、そういうこと等も含めながら総合的に見ていきますと、当面は累積での赤字ということにはならない状態で推移していくものと、このようにも申しているところであります。いずれ、そういう状況の中で、料金の見直し等々につきましても、その時点で状況を見ながら判断していかねばならない部分もあるかと思いますが、当面は今お話ししたような形の中で推移すると、そういう見込みを立てておりますので、当面は料金改定しないで進めてまいりたいと、このように考えているものであります。

それから、このことによりまして、町民に対する周知ということもございまして、今回の条例の改正、あるいは会計処理状況等々も含めてであります、町民の皆さんに広報、あるいは、くずまきテレビ等々も含めながらであります、皆さんに周知してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも出発してみなければ何とも申し上げられない面もあるかと思っております。

あと、会計面ですが、一般会計、特別会計の部分については、会計管理者というような制度があるわけですが、こういったような企業会計のような部分になりますと、この会計管理者の責任者はどのような形になるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

私の方からお答えいたします。

これについては町長の権限で行うこととなります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、先ほども申し上げましたが、一般会計、特別会計等については会計管

理者、あと、企業会計については町長がやるというような認識でよろしいのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

現在、病院会計が会計部分についても企業会計ということでやっているわけですが、その中では、公営企業ですので、すべてを病院でやるということが前提にはなっておりますが、当町の場合には、その中で支出事務とか、そういうお金を取り扱う部分については病院から委任をされて、一般会計、特別会計と同様な処理を行っております。それは、病院の規定に基づいてということになりますので、今後はいろいろ規定等も整備されるかと思いますが、そういった中で、水道会計についても公営企業ということでございますので、同じような形で継続していくという形になるのではないかなというように思っているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大体は理解しましたけども、そうしますと、企業会計ですと、やはり、その権限が違ってくるとお思いますので、会計管理者の権限は及ばないと思っておりますけども、ただ、そうは言っても、病院会計の場合も現在も取り扱っていると、補助執行的な形で会計管理者がそういったような会計事務を取り扱うというような認識でいいのかどうか、確認をしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

これから、3月までで細かい部分についてはいろいろ詰めていく部分があるかと思いますが、従来やっている病院会計については財務も病院の管理者、町長が管理者なわけですが、町長の仕事という位置づけになっておりますが、その中で会計処理については会計管理者の方に委託をするといいますか、そういうような規定が病院の方にございますので、それと同じような形がいいのではないかなというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号、葛巻町水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第44号、葛巻町水道事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第45号、葛巻町水道事業給水条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号、葛巻町水道事業給水条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第45号、葛巻町水道事業給水条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第46号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

ベッド数50台というようなことの購入内容にもなっております。例えば他町村等で災害が発生したような部分については、緊急避難的にこちらの方に、こういったような養護老人ホームへの緊急避難的な要請があったような場合については、ベッドが50台

だけで足りるのかどうか、ないわけですので、対応等は、そういったような見通しも立てた上での財産であればなどというように思うのですが、その辺のところはどのような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の入居状況でございますが、51人という状況でございます、今回50台の購入でございます。つい最近購入した同様のベッドが2台ございまして、医務室に1台、それから、入居者用として1台、合計の51人ということでございます。したがって、今、委員お話のございました、その予備といえますか、緊急時という部分については今回は予定したものではありません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、現在あるものを予備的に使うというようなことで、現在の入所者数50人の分はこれをすべて使って、そういったような方々については別途の対応というようなことになるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

緊急時等につきましては、現在あるもの等も含めながら対応してまいりたいというように考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第46号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第47号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第47号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原

案のとおり適任することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

ここで、当局の方々は退席していただいて結構でございます。

委員の皆様申し上げます。ここで、午前11時25分まで休憩します。

(休憩時刻 11時13分)

(再開時刻 11時25分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第15、要望第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを、議題とします。

この案件は、全国町村議会議長会から各都道府県議会議長会を通じ、意見書を提出する旨、要望のあったものであります。

ここで、事務局長から要望書の朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長 (澤口節子さん)

それでは、朗読いたします。

平成28年10月11日付けで、岩手県町村議会議長会の昆暉雄会長から提出されております。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてということで、この件につきましては、全国議長会からの要請に基づいて、県議長会から要望のあったものでございます。

全国議長会からの要請は次のとおりでございます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について。

地方議会議員の年金制度廃止以降、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のため、地方議会議員の被用者年金制度への加入に関する要望を町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に働きかけを行うとともに、あらゆる機会をとらえ要請活動を展開しております。

なお、被保険者年金制度については、平成27年10月をもって共済年金と厚生年金が厚生年金制度に一元化しことに伴い、今後、地方議会議員の厚生年金制度への加入として、引き続き政府・国会に対して適時適切に要望してまいる所存であります。

さらに、地方議会議員の厚生年金制度への加入を早急に実現するためには、全国の各町村からの声を一斉に上げていただくことが必要であります。

つきましては、地方議会議員の厚生年金制度への加入の実現に向け、意見書を可決し、

地方自治法第99条に基づき政府・国会へ提出していただくよう、協力をよろしく願い申し上げます。

続きまして、意見書でございますが、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

ここからは、委員の皆さんから、ご意見を伺いたいと思います。

発言を求めます。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、地方議員の年金制度でございますが、一旦廃止された経緯にあって、それを復活というような形になるかと思えます。やはり廃止されたときの事情も勘案しなければならぬと思っておりますし、非常に世間からの風当たりが強くて、国会議員、県会議員、市町村議会議員すべて廃止した経緯がありますので、こういったような部分で、廃止になってから、まだ5年しか経っておりません。

それで、現在でも、まだまだ年金に対する不信感等が根強く残っているというようなことになろうかと思っておりますので、そういうような、この議員の福利厚生面では、ある意味では有効な手かもしれませんけども、もう少し私どもも掘り下げた意見を持って、報酬の絡みもあると思えます。それで、議会改革との絡みも出てくると思えます。そういったような視点からいけば、もう少し掘り下げた議論をさせた上で、こういったような採決をとっていただければ、私は大変有り難いなと思っております。

それで、これから、私どもの議会も条例により住民の報告会、住民懇談会も開かなければならないというようなこと等もありまして、そういったような際にも問題提起をして、住民の方々のご意見も聞きながら、自分たちのことですので、あるべき姿がこれで

本当にいいのかどうか結論を出してもらった上で、自分が判断したらどうかなというように、私を私は思っておりますので、ここで直ちに採決というような形でなくて、別な形でのやり方もあろうかと思っておりますので、他の委員の皆さんからもご意見を伺いながら進めていただきたいなど、そのように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

この地方議会議員の厚生年金制度への加入のための法整備を求めるとい趣旨の意見書のようにありますけども、かつての地方議会議員の年金制度の廃止の経緯もございまして、それから、議員としての勤務の形態、非常勤勤務という形態、そういったことから考えて、この意見を出すというところについては、さらに審査が必要かと。

一方で、この議員の厚生年金の制度という考え方については、地方議会の議員選挙の状況、議員を志す新たな人材確保につなげていきたいという意味合いもあるようでございますので、この意見書については、さらに審査が必要と思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

ないようですけども、ただいまお二人の意見を聞きますと、まだ継続審査が必要という、そういう声でございしますが、全体としましても、そういう流れだというように、私、委員長も感じております。

お諮りします。

ただいまの委員各位の意見を踏まえ、要望第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、なお、調査を要することから、3月定例会議までの継続審査とすることにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、要望第1号は、3月定例会議までの継続審査とします。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

（閉会時刻 11時35分）